

春日井市役所庁舎内壁面広告取扱業者募集要項

庁舎内壁面広告掲出事業において、次のとおり広告取扱業者を募集します。

【受付期間】

平成24年1月16日（月）から1月27日（金）まで（土曜日、日曜日を除く）

※ 受付：午前8時30分から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

【受付場所】

総務部総務課に持参

※ 郵送やFAX、Eメールによる提出は認めません。

【入札日時】

平成24年2月3日（金） 午前10時

【入札場所】

春日井市役所 地下1階会議室

【入札最低価格】

年額800,000円

【入札価格等】

年額で10か所まとめた金額（消費税及び地方消費税を含む。）を入札書に記入すること。

※ 広告掲出に際して、行政財産目的外使用許可申請が必要です。また、掲出料のほか行政財産目的外使用料が、10か所で年額205,560円（平成23年度実績）かかります。

【契約期間】

平成24年4月1日（日）から平成27年3月31日（火）までの3年間

【提出書類】

事前審査型一般競争入札参加申込書（第1号様式）

※ 入札参加資格があると認められた方は、事前審査型一般競争入札参加資格決定通知書（第2号様式）を必ず入札当日に持参してください。

【広告取扱業者の資格要件】

- 1 法令等に違反していないこと。
- 2 春日井市から指名停止措置を受けていないこと。
- 3 暴力団又は暴力団の構成員ではないこと。
- 4 市税等を滞納していないこと。

【選定方法】

春日井市庁舎広告掲出要領第4条に基づき、入札により最高額で落札した広告取扱業者1社を選定します。

【注意事項】

- 1 虚偽の内容が記載されているものは失格になります。
- 2 提出に要する費用は、応募者負担とします。
- 3 提出された書類は、原則として返却しません。

【広告掲出場所】

春日井市役所庁舎1階壁面、柱面及び2F渡り廊下面（別図参照）
フレームを含め（H1,110mm×W800mm）程度の大きさ－8箇所
フレームを含め（H900mm×W2,720mm）程度の大きさ－2箇所

【広告掲出の方法等】

広告取扱業者は、広告掲出場所に看板設備を設置するものとし、当該看板設備の仕様及び設置方法は、次のとおりとする。

- 1 看板設備のフレームの素材はアルミ材とし、広告画面は透明アクリル板で保護するものとする。
- 2 看板設備のフレームの表面は、角R加工を施すものとする。
- 3 看板設備の設置は、強力な両面粘着シートにより壁面に貼り付けるものとし、壁面との隙間はシリコンにて充填するものとする。
- 4 前号に定めるもののほか、看板設備の設置について、市の指示に従うものとする。

【広告取扱業者の業務】

- 1 広告主の募集、広告掲出看板の作成、設置、管理及び撤去を行う。
- 2 広告の掲出及び撤去を行う。
- 3 広告掲出にあたり、春日井市庁舎広告掲出申込書（第3号様式）に広告原案を添えて、とりまとめのうえ市長に申し込むこと。

【市庁舎の概要】

春日井市役所は、主に春日井市民及び市職員（約840人）が利用する地下2階、地上12階、塔屋1階の鉄骨鉄筋コンクリート造で、市民課への来庁者は、1日約1,000人です。

【問い合わせ先】

春日井市役所総務課

電話（0568）85－6073

Eメール somu@city.kasugai.lg.jp